

岩手県告示第337号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年5月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 処分をした年月日 平成23年4月7日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社佐藤設備
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市石切所字上里沢17番地3
 - ウ 代表者の氏名 佐藤栄子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第7933号
- (3) 処分の内容 土木工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年4月6日付けで土木工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2(1) 処分をした年月日 平成23年4月18日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社村工
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町沖田字八日町2番地2
 - ウ 代表者の氏名 村上良二
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第9250号
- (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年4月18日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。